

マイナンバーカードをお持ちの方へ

スマートフォンやPCで自宅から各種申請が行えます



令和5年3月下旬から、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルで以下の申請がご自宅でもできるようになります。

また、対象となる手続きは順次追加予定です。

児童手当に関する手続き（10項目）

- | | |
|-------------------------|--------------------------------|
| ① 受給資格及び児童手当の額についての認定請求 | ⑦ 未支払の児童手当等の請求 |
| ② 額の改定の請求及び届出 | ⑧ 児童手当等の現況届 |
| ③ 氏名変更／住所変更等の届出 | ⑨ 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出 |
| ④ 受給事由消滅の届出 | ⑩ 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出 |
| ⑤ 児童手当等に係る寄附の申出 | |
| ⑥ 児童手当に係る寄附変更等の申出 | |

保育等に関する手続き（5項目）

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 支給認定の申請 | ④ 妊娠の届出 |
| ② 保育施設等の利用申込 | ⑤ 児童扶養手当の現況届の事前送信 |
| ③ 保育施設等の現況届 | |

介護に関する手続き（11項目）

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| ① 要介護・要支援認定の申請 | ⑥ 被保険者証の再交付申請 |
| ② 要介護・要支援認定の更新申請 | ⑦ 高額介護（予防）サービス費の支給申請 |
| ③ 要介護・要支援認定の状態区分変更認定の申請 | ⑧ 介護保険負担限度額認定申請 |
| ④ 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出 | ⑨ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請 |
| ⑤ 介護保険負担割合証の再交付申請 | ⑩ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請 |
| | ⑪ 住所移転後の要介護・要支援認定申請 |

申請手続き

各種申請は web サイトまたはスマートフォンアプリ「マイナポータル（ぴったりサービス）」から行うことができます。

詳しくはマイナポータル web サイト等をご覧ください。

マイナポータルwebサイト



ぴったりサービス

検索

申請に必要なもの

◎スマートフォン、PC等のマイナポータルにアクセスできる端末
(PCから申請を行う場合には、スマホやICカードリーダー等、マイナンバーカードを読み取ることができる機器が別途必要となります。)

◎マイナンバーカード

※申請の内容によっては、添付書類のPDFファイルや画像データ等の提出が必要な場合があります。



平田村タクシー料金助成事業

村では、75歳以上の方と運転免許証を返納した方に対して、交通事故防止や外出支援のためタクシー券を交付します。

年間1人最高 20,000 円分⇒申請時期によって交付枚数が異なります。

対象期間

令和5年4月1日～翌年3月31日まで（1年間）

対 象 者 〈①～③の条件を全て満たしている方が対象です。〉

- ①申請日時時点で75歳以上の方
または運転免許証を返納している方（75歳未満の方も該当）
- ②村内に住所を有する方
- ③村税を滞納していない方



利用方法

- 75歳以上の方
タクシー乗車時に「後期高齢者医療被保険者証」を運転手に提示し、降車時にタクシー券を渡してください。
- 運転免許証を返納した方
タクシー乗車時に「運転経歴証明書」を運転手に提示し、降車時にタクシー券を渡してください。

申請手続き

役場で申請書に記入。（土、日、祝日を除く平日午前8時30分～午後5時15分まで）
※代理申請が可能です。

申請手続きに必要な書類

- 運転免許証を返納した方……運転経歴証明書

利用タクシー会社

ひらたタクシー（☎55-2048）

タクシー券の金額

タクシー券は1回のお支払いにつき8枚（4,000円分）まで使用可。
※おつりはできません。4,000円を超えた分は自己負担になります。

4月～9月までに申請した場合：	500円×40枚交付	⇒	20,000円分
10月～12月までに申請した場合：	500円×20枚交付	⇒	10,000円分
1月～3月までに申請した場合：	500円×10枚交付	⇒	5,000円分

利用の注意

- ・交付を受けた本人がいないと使用できません。
- ・タクシー券の再交付はできません。
- ・午前7時から午後9時までの乗車であること。
- ・村外からの乗降も対象。（利用できるタクシー会社はひらたタクシーのみです。）

※タクシー券を使って相乗りすることもできます。タクシー券をお持ちの人同士で相乗りすればそれぞれ8枚まで使えます。

平成30年4月1日以降に運転免許を返納し、福島県公安委員会が発行した「運転経歴証明書」の交付を受けた方に対し、手数料助成金として **1,100円を助成** します。（ひとりにつき1回限り）

申請手続きに必要なもの

- ・運転経歴証明書
- ・通帳の写し（手数料1,100円を後日振り込みます）



企画商工課 ☎55-3115